

○第127回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年9月11日（金）14：00～15：01

議事概要：

（1）農薬（イソピラザム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.055 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、今回、はくさい、キャベツ等の新規登録申請及びかぼちゃへのインポートトランス申請がされています。

（2）農薬（キノメチオナート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0064 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺ダニ剤・殺菌剤で、きゅうり、トマト等に使用します。かんきつ、りんごへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）その他

・「農薬専門調査会の運営体制に関する事項（改定案）」が審議され、了承された。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① ホセチル

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、にんじん、きゅうり等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。